

会議等報告書

件名	令和3年度第3回東大和市交通安全対策審議会 会議録		
日時	令和3年9月28日(火) 14:00~14:25	会場	東大和市立中央公民館301学習室
出席者	下記のとおり		
出席者等	<p>出席者等 市:田辺都市建設部長、寺島土木課長、北村主査、清野主任 出席委員:7人 湯沢仁、池田政次、國吉隆子、齊藤希 関田正民、須藤健一、平井通善 欠席委員:宮崎光男、植木修、久森信 会議の種別:公開 傍聴者:なし</p> <p>《司会進行 湯沢会長》 会議次第に沿って進行</p> <p>1. 議題 (1) 東大和市交通安全計画(案)について 北村主査が、前回の東大和市交通安全計画(案)との修正点について説明 (質疑・意見等)</p> <p>【委員】 ・自転車事故は、すべての自転車利用者にとって危険であるため、自転車用ヘルメットの着用は、子どもだけではなく、すべての自転車利用者に推進する内容にしてはどうか。</p> <p>【事務局】 ・すべての自転車利用者に自転車用ヘルメットの着用を推進する内容に修正します。</p> <p>【土木課長】 ・計画案中の各表について、縦軸横軸の統一及び欄外表記内容を補足した。</p> <p>上記の内容で、東大和市交通安全計画(案)が承認された。</p> <p>(2) 答申について 次回の審議会において、市長に対して行う答申の内容は、会長に一任されることとなった。</p> <p>2. 今後のスケジュールなどについて (1) パブリックコメントの実施について 北村主査が令和3年11月1日(月)から11月30日(火)までの30日間、東大和市交通安全計画(案)(令和3年度~令和7年度)に対するパブリックコメントを実施する旨を説明。 パブリックコメントの内容及びそれに対する市の見解等については、審議会は開催せず、書面にて各委員に報告することを説明。</p>		

(2) 次回の審議会について

次回の審議会では、計画案を決定し、市長に答申を行っていただく予定であることを説明。

次回の審議会開催予定は

令和4年1月14日（金）午前10時00分から

で確定した。

以上をもって閉会となった。

令和3年9月28日（火）
令和3年度第3回
東大和市交通安全対策審議会

資 料

都市建設部土木課交通安全対策係

目 次

令和3年度第3回東大和市交通安全対策審議会次第	1 頁
東大和市交通安全計画（案）修正箇所	2 頁～4 頁
答申文（参考）	5 頁
<別添>	
東大和市交通安全計画（案）	1 冊

令和3年度第3回東大和市交通安全対策審議会次第

令和3年9月28日（火）午後2時00分～

東大和市立中央公民館 301学習室

1 議 題

(1) 東大和市交通安全計画（案）について

(2) 答申について

2 今後のスケジュール等について

東大和市交通安全計画(案)修正箇所

1 前回の審議会での意見による修正

(1) 13ページ

また、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路や通学路等の子供が移動する経路において、横断歩道の設置や適切な管理、歩道の整備等の安全・安心な歩行空間の整備に努める。



また、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路、子どもが移動する通学路等の経路において、横断歩道の設置や適切な管理及び歩道の整備等の安全・安心な歩行空間の整備に努める。

(2) 17ページ

4 指導の強化

自転車の危険・迷惑な走行に対して、警察の協力のもと街頭指導の強化を図る。



4 指導の強化

(1) 自転車運転者講習制度の着実な運用

自転車の運転により交通の危険を生じさせるおそれのある一定の行為を3年以内に反復して行ったものに対して、自転車運転者講習の受講を命令する制度(自転車運転者講習制度)の周知及び適正な運用により、悪質・危険な自転車利用者を減らし、自転車の安全利用推進を図る。

(2) 街頭指導の強化

道路交通法の一部改正により、自転車による危険行為に妨害運転(あおり運転)が加わったことを周知するとともに、警察の協力のもと街頭指導の強化を図る。

※ 令和2年6月30日施行 道路交通法の一部を改正する法律

危険行為【15類型】(道路交通法の該当条文)

- 1 信号無視(道路交通法第7条)
- 2 通行禁止違反(〃第8条第1項)
- 3 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)(〃第9条)
- 4 通行区分違反(〃第17条第1項、第4項又は第6項)
- 5 路側帯通行時の歩行者の通行妨害(〃第17条の2第2項)
- 6 遮断踏切立ち入り(〃第33条第2項)
- 7 交差点安全進行義務違反等(〃第36条)
- 8 交差点優先者妨害等(〃第37条)
- 9 環状交差点安全進行義務違反等(〃第37条の2)
- 10 指定場所一時不停止等(〃第43条)
- 11 歩道通行時の通行方法違反(〃第63条の4第2項)
- 12 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転(〃第63条の9第1項)
- 13 酒酔い運転(〃第65条第1項)
- 14 安全運転義務違反(〃第70条)
- 15 妨害運転(交通の危険のおそれ、著しい交通の危険)
(〃第117条の2の2第11号、第117条の2第6号)

※ 警視庁ホームページから抜粋

- (3)各表
縦軸と横軸を統一

2 庁内調査結果による修正

- (1)表紙
東大和市のロゴマークを使用
- (2)2ページ
SDGsのロゴマーク使用
- (3)漢字表記
子供を子どもに修正
- (4)年次表記
令和元年を平成31年に修正
- (5)各表の記載方法
表中の単位を欄外の記載に統一
- (6)9ページ～12ページ
市内における、高齢者・子ども・自転車・二輪車事故の分析結果及びグラフを追加
- (7)16ページ
幼児・学童用ヘルメットを自転車用ヘルメットに修正
幼児及び児童の定義を追加
- (8)18ページ
ア 地域ぐるみの交通安全運動の推進を「交通安全日」の実施に修正
イ 暴走族追放運動の推進内容を修正

(9) 20ページ

<p>3 各関係機関との連携 警察の協力のもと街頭指導の強化を図るとともに、飲酒運転したものについては、アルコール依存症が疑われる場合に、運転者やその家族が相談、指導及び支援等を受けられるよう、関係機関・団体が連携した取り組みの推進に努める。</p>

<p>3 各関係機関との連携 (1) 街頭指導の強化 警察の協力の下、街頭指導の強化を図る。 (2) アルコール依存症者等への支援 飲酒運転をした者について、アルコール依存症が疑われる場合は、運転者やその家族が相談、指導及び支援等を受けられるよう、関係機関・団体が連携した取り組みの推進に努める。</p>

(10) 23ページ

<p>(5) バス路線の充実 バス事業者に対してバス路線の充実を要請するとともに、公共交通空白地域の解消と公共交通ネットワークの充実を目指すため、コミュニティバスなどの持続可能な地域交通の構築を図る。</p>

<p>(5) バスの利用促進 道路交通の混雑緩和及び交通の円滑化を図るため、市民の生活に必要なバス路線の需要に応じた確保、利便性の向上を東大和市地域公共交通会議で協議していくとともに、バスの利用促進に取り組んでいく。</p>

(参考)

大交審収第1号
平成29年2月15日

東大和市長

尾崎 保夫 様

東大和市交通安全対策審議会

会長 石井 正信

東大和市交通安全計画について（答申）

平成28年8月5日付大都土発第45号をもって諮問のあったこのことについて、多方面から慎重な審議を重ね、別添「東大和市交通安全計画」を策定したので、答申する。

なお、東大和市交通安全計画を推進するにあたっては、下記の事項に留意されることを希望する。

記

1 東大和市交通安全計画の推進について

東大和市交通安全計画の推進にあたっては、子どもと高齢者、また自転車の安全利用に対する機運の高まりなどに敏感に対応し、歩行者、自転車利用者、自動車等の運転者など、それぞれの立場に応じた幅広く、きめ細かい交通安全教育を実施することが望まれる。

また、安全で円滑な交通社会の実現には、地域の交通状況等に応じた道路交通環境の整備等が不可欠である。

交通安全意識の向上と道路交通環境の整備等は、いわば車両の両輪であり、双方が向上することにより、交通事故のない交通安全都市の実現が叶うものである。

この度策定した東大和市交通安全計画に沿い、交通安全教育、道路交通環境の整備等を継続的、計画的に推進していくことを希望するものである。